

給付金のお知らせ



1 物価高対応子育て応援手当

閑内線386



支給額
対象児童
1人あたり

2万円

対象者	以下のいずれかに該当する方 ①対象児童に係る令和7年9月分の児童手当受給者 (令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分) ②基準日(令和7年9月30日)以降令和8年3月31日までに出生した児童の父母等、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は新生児が入所若しくは入院している障害児入所施設等の設置者 ③①の配偶者であって、基準日以降令和8年3月31日までの間に離婚等により新たに児童手当の受給者となった方
対象児童	平成19年4月2日～令和8年3月31日までの間に出生した児童
手続き	○対象者①の方 <u>原則、申請不要。</u> 令和7年9月分の児童手当を受給する口座へ振り込みます。 対象と思われる方については通知文を送付しております。 ※給付の辞退を申し出る場合は、2月13日までに「受給拒否の届出書」を子育て支援課へ提出してください。 ○対象者②③の方 5月20日までに申請書を提出してください。対象と思われる方には通知文を送付しております。 ○公務員の方 3月31日までに申請書を提出してください。いばらき電子申請・届出サービスもご利用いただけます。

2 茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯分)

閑内線388



支給額
対象児童
1人あたり

5万円

対象者	以下のいずれかに該当する方 ①対象児童に係る令和8年1月分の児童扶養手当の受給者 ②公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 収入基準額を下回っている場合、児童扶養手当の申請をしていない方も支給対象となります。 ※申請者と生計同一親族の収入も確認が必要です。
対象児童	平成19年4月2日～令和7年12月31日までの間に出生した児童 (児童扶養手当受給者が監護する一定の障がいがある児童は20歳まで延長される場合があります。)
手続き	○対象者①の方 <u>原則、申請不要。</u> 令和8年1月分の児童扶養手当を受給する口座へ振り込みます。 対象と思われる方については通知文を送付しております。 ※給付の辞退を申し出る場合は、2月13日までに「受給拒否の届出書」を子育て支援課へ提出してください。 ○対象者②の方 4月30日までに窓口で申請が必要です。
窓口にお持ちいただくもの ※対象者②の方	・申請者の本人確認書類の写し ・受取口座を確認できるものの写し(申請者名義のもの) ・支給要件を確認できるもの(戸籍謄本または抄本) ・令和6年中(1～12月)の収入額がわかる書類 (申請者とその生計同一親族の給与明細書・年金振込通知書等の写し)

**③ 茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)**

閑内線398



支給額
対象児童
1人あたり

5万円

対象者	以下の要件を全て満たす方 ①対象児童を養育する方 ②対象児童に係る令和8年1月分の児童手当受給者 ③令和7年度の住民税均等割が非課税の方
対象児童	平成19年4月2日～令和7年12月31日までの間に出生した児童
手続き	原則、申請不要。令和8年1月分の児童手当を受給する口座へ振り込みます。 対象と思われる方については通知文を送付しております。 ※給付の辞退を申し出る場合は、2月13日までに「受給拒否の届出書」を子育て支援課へ提出してください。
未申告の場合	令和7年度の住民税に関して未申告の方は受給できません。 住民税が非課税となる見込みで未申告の方は、3月13日までに申告を済ませた上で当該給付に係る「申立書」を子育て支援課へ提出してください。

※給付金**②**と**③**は併給できません。

【お問合せ】子育て支援課 ☎63-1111

潮来クリーンセンター

3月21日(土)ごみの受入れ停止

施設の定期点検のため、下記の日時はごみの受入れが一切出来ませんので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



日時 3月21日(土) 終日

※3月23日(月)からは通常どおり受入れいたします。

※荒天の場合は3月28日(土)に延期します。

【お問合せ】

環境課 施設管理センター ☎64-5050
潮来クリーンセンター ☎64-5311

清掃大作戦を実施します (霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦)



期日 3月1日(日) ※小雨決行

※荒天等で延期の場合は、当日午前6時30分に防災無線で放送(延期日: 3月8日(日))

時間・場所

各地区で異なります。区回覧または区役員にご確認ください。

前回11月16日(日)の清掃大作戦では、燃えるごみ2,535kg、燃えないごみ1,905kgを回収することができました。ご協力ありがとうございました。

【お問合せ】

環境課 ☎63-1111 内線253

